

宮城県社会保障推進協議会

北海道・東北ブロック会議資料

2024年3月22日(金) アイーナ805 (盛岡市)

宮城県精神医療センターと東北労災病院

富谷移転合意持ち越し

新年度に精神科の新体制課題

宮城県が主導する仙台医療圏4病院の再編構想のうち、県立精神医療センター（名取市）と東北労災病院（仙台市青葉区）の富谷市への移転合築について、県

などが年度内を目標としていた基本合意を新年度に持ち越す方向で最終調整に入ったことが19日分かった。再編後の精神科医療体制が最大の課題で、県は引き続

きセンター職員らと意見交換を重ねる。
（14面に関連記事）
関係者によると、県と東北労災を運営する労働者健康安全機構は4月以降も基

本合意に向けた協議を続ける方針で一致した。近く会合を持ち、正式決定する。両病院の移転合築を巡っては、センターが抜けた後の県南の精神科医療をどの

ように確保するかで県の方針転換が相次いでいる。合築の一方の当事者である新センターの体制が決まらず、東北労災との協議は実質的に止まっている。

県は当初、名取の別の病院に精神科外来機能を持たせる方針だったが、入院対応も必要との指摘を受け、ベッドを備えた民間精神科病院の誘致を表明。しかし公募要項を巡る県精神保健福祉審議会の議論がまとまらず、名取へのセンター分院の設置にかじを切った。現在は分院の規模や機能に関して複数案をセンター

に示し、医師や看護師の確保、患者への影響について意見交換を続けている。本院と分院の病床数などに対しては現場に異論もある。新年度は、現場の理解を得て新センターの体制案が作れるかが、まず焦点となる。東北労災の移転先での対応方針が明らかでなく不透明な部分がある合築のメリットについて、具体性を高められるかも鍵となる。

県と機構が昨年2月に交わした確認書は「2023年度中に合意を目指す」と期限を記しており、見直し作業も必要になる見込み。

2024年3月21日

宮城県知事 村井嘉浩 殿

2・23みやぎユーザーズアクション実行委員会
共同代表 山本 潔
川村有紀
stop.iten0223@gmail.com

これ以上、私たちに苦しめないでください。

**県立精神医療センター・東北労災病院 富谷市移転
「移転合意 新年度に持ち越し」報道を受けて抗議・要請書**

県立精神医療センター・東北労災病院 富谷市移転協議が今年度末までの結論が迫る中、昨日3月20日「移転合意 新年度に持ち越し」報道がなされ、事実とすれば、精神医療ユーザーをはじめその家族や医療従事者等の懸念や移転・合築反対の声を軽視していると断じざるを得ず極めて遺憾であり、ここに強く抗議するとともに富谷市移転ありきの分院案の撤回し、現在地及び名取市内での現精神医療センター建替を早期におこなうよう強く求めるものである。

これまで村井知事は県立精神医療センターを巡り「名取市新病院への精神外来設置」「名取市への民間病院公募」「分院案」など、批判されるたびに方針を変えてきたことによって、我々精神医療ユーザーに多大なる不安と多くの精神的苦痛を与え続け、平穏な日常を脅かす要因となっていることをことあるごとに訴えてきたが、今回の「協議延長」はさらに精神的苦痛を助長し病状悪化しかねない重大な問題となる。

現在も精神障害者に対する偏見差別が根強い状況下で、精神医療センターの周囲で長年をかけて培った風土や社会資源が、暮らしを維持しよりよくすべく「にも包括」の核になるのは間違いない。にもかかわらずそれらを破る今回の移転計画協議継続は常軌を逸していると言わざるを得ない。精神医療ユーザーにとって、暮らしを保ち日常を形成することにおいて、医療と日常を送る地域は車の両輪であり、日常がなければ病気の回復など決して成り立たない。そして、その日常を支える環境は一朝一夕で出来るものではない。

さらに、この問題は民間の企業誘致とは全く異なる。先のように精神医療センターだけではなく、構築される地域にこそその意義があるからだ。関わる人がどのように生き、人生にどのように向き合っていくのかという「いのち」そのものに関わる。

2023年5月12日のユーザーズアクション代表2名との面談で知事は、4病院再編が「政治問題ではない」旨の発言をした。一方で新提案の度に＜公約実現＞を強調し、知事自ら「政治問題」にすることで4病医院再編を正当化しようとしていることにも強い憤りを覚える。

我々は他の県民同様に主体性をもっていることをご認識いただきたい。そして、真摯に精神医療ユーザーの声に耳を傾け、「にも包括」維持発展を軸とした現在地及び名取市内での現精神医療センター建替を早期におこなうよう求めるものである。

最後に次に掲げる言葉に込められている意味を深く思料願いたい。
「私たち抜きに私たちのことを決めるな！」

以上

2020年8月

「がんを総合的に診療出来る機能を有する病院」の検討

3 病院 連携・統合・移転

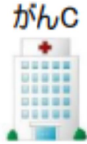







東北労災病院
 仙台赤十字病院
 県立がんセンター

4 病院 再編・統合・移転

東北労災病院
 県立精神医療センター
 仙台赤十字病院
 県立がんセンター

2021年9月

「政策医療の課題解決に向けた、県立病院等の今後の方向性」

	R元.12 「報告書」※1	R2.8 公表※2	R3.9 「県方向性」
県方針 経緯	「がんを総合的に診療できる機能を有する病院」の実現		政策医療の課題解決
	<p>がんC</p>  <p>・高度化するがん医療を至適に提供できる診療体制 ・県の責任においてがん医療に特色を持たせた病院</p>	<p>がんC</p>  <p>連携・統合</p>  <p>日赤</p>  <p>労災</p>	<p>がんC</p>  <p>統合</p>  <p>日赤</p> <p>精神医療C</p>  <p>合築</p>  <p>労災</p>

< 県立精神医

療センターを巡り >

2023年2月20日 4病院再編 “協議を継続する”確認書取り交わす。2023年度末まで

2023年8月31日 知事「名取に民間製新館病院誘致」提案（県精神保健福祉審議会）

2023年10月2日 知事「名取での民間病院公募がダメだった場合、分院も検討」（定例会見）

2023年10月31日 県「富谷市移転の際には、東北労災病院の土地は無償提供されるが、県立精神医療センターの土地は、県が買い上げる」（県精神保健福祉審議会）



仙台赤十字病院 (仙台市太白区)
 県立がんセンター (名取市) 統合して名取市に

県立がんセンター (名取市)
 総病床数：383床



東北大学と並ぶがん治療の拠点（がん診療連携拠点病院）。国際共同治験93%。科研費の獲得額は類似の七カ所のがんセンターの中では、圧倒的トップの実績。

仙台赤十字病院 (仙台市太白区)
 総病床数：389床



宮城県、特に県南地域の産科の中心として活躍。災害医療でも地域医療の役割をはたしている。

年間分娩数 800件
 帝王切開数 300件

東北労災病院 (仙台市青葉区)
 県立精神医療センター (名取市) 合築して富谷市に

県立精神医療センター (名取市)



精神病床：258床
 県南地域の精神医療基幹病院として県内で唯一スーパー救急病棟を持つ。地域の理解を得るために長年の努力をしてきた経過がある。

東北労災病院 (仙台

市青葉区)



総病床数：548床
 整形外科の人工関節置W術、耳鼻咽喉科の人工内耳埋込術等の特色ある専門医療の提供を行い県内外から高い評価を得ている。

医療と福祉の充実を求める自治体キャラバン2023

<宮城県への要請項目>

【地域医療に関わる要請】

- 名取で長年培ってきた「にも包括」を崩壊または縮小させる、県立精神医療センター富谷市移転を撤回してください。
- 県内の地域医療を拡充すること。その際、基幹病院の移転ではなく、地域ごとの要望に沿って医療構想としてください。
- 保健所の統廃合を中止し、保健所機能を拡充してください。

【国民健康保険に関わる要請】

- 被保険者所得に占める国保料（税）割合を大幅に引き下げ、払える国保料（税）にしてください。
- 県第3期国保運営方針で掲げる、令和8年度「 $\alpha=0$ 」方針に係わり、県内の被保険者に対する説明責任を果たしてください。
- 保険料（税）は、低所得者ほど所得に占める負担が重たい構造となっており、低所得世帯では保険料が払っても受診できない事態が生じることから、所得に対する負担割合を10%以内に抑えるよう保険料率・額の改定をすすめてください。
- 短期被保険者証及び被保険者資格証明書の発行については、県「交付に関する指針」（H30年1月作成）を徹底し指導に務めてください。
- 国保法44条に基づく窓口一部負担免除措置、77条に基づく国保料（税）の減免に関して住民への周知を強め、利用しやすい制度として運用してください。

【乳幼児医療助成に関わる要請】

- 乳幼児医療費助成制度対象年齢を県内自治体並みに引き上げてください。

【無料低額診療に関わる要請】

- 生活困難な方が経済的理由によって必要な医療を受ける機会が制限されないよう、無料低額診療事業に関する周知を強めてください。
- 無料低額診療事業の対象外である保険薬局で、経済的理由を考慮して窓口負担の減免を行う場合、減免額相当を助成する独自の制度をつくってください。

以 上

医療と福祉の充実を求める自治体キャラバン2023

< 市町村への要請項目 >

【地域医療について】

- 高齢者や地域住民が、住み慣れた地域で自立した生活を送るための必要不可欠な医療の提供体制を維持してください。
- 医師・看護師など医療従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。
- 希望するすべての人がインフルエンザ予防接種をうけられるように自治体で接種費用を助成してください。

【国民健康保険について】

- 所得に応じた保険料（税）にしてください。
- 国保加入世帯の18歳までの子どもについて、子育て支援の観点から均等割の対象としないでください。
- 資格証明書及び短期証明書の発行は止めてください。保険税を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。
- 保険税を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。税未納による差押えについては法令を遵守し、処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。また、給与などの差押禁止額以上は差押えないでください。
- 国保法44条に基づく窓口一部負担免除措置、77条に基づく保険税の減免に関して住民への周知を強め、利用しやすい制度として運用してください。

【後期高齢者医療について】

- 窓口負担2割化に対して、独自に軽減措置を検討してください。
- 低所得(住民税非課税世帯など)の高齢者への見守り、健康状態の把握、治療の継続等の支援を行ってください。

【介護保障について】

- 次期介護保険料の見直しに際しては、住民の負担軽減に努力してください。
- 非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行ってください。さまざまな事由によって生活困難が広がっている現下の状況に対応して、低所得者の個々の状況に迅速に対応できる減免の仕組みとってください。
- 施設入所時の食費、居住費の自治体独自の補助制度を創設してください。
- 訪問介護「生活援助」の回数制限はしないでください。
- 総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。サービス利用者の「状態像」の一方的な押しつけや、期間を区切った打ち切りはしないでください。
- 自治体の一般財源を投入して、サービスの提供に必要な総合事業費の確保に努めてください。

- 多くの高齢者が参加できるように、自治体の責任で介護予防事業を充実・拡充してください。
- 新型コロナウイルス感染の拡大に伴い、経営が悪化した介護事業所へ、自治体として実態を把握し、必要な対策を講じてください。
- 利用者にとって危険であり、介護労働者も休憩が取れず労基法違反の状態である1人夜勤を放置せず、必ず複数配置できるように国に要望し、自治体でも財政支援を行ってください。8時間以上の長時間労働を是正してください。
- ヤングケアラーの実態調査を行い、ヤングケアラー支援に関する施策を検討してください。

【生活保護について】

- 新型コロナ禍においての生活保護受給手続きについて、申請書を誰もが見えるところに置き手続きしやすくし、申請は、速やかに受理し基本的な生活を確保してください。
また、東京23区でも行われているWEB申請を検討してください。
- 生活保護の申請について、住民がためらうことなく申請等が行えるよう、住民への広報・周知に努めてください。
- 住居のない人に対して、居宅保護原則を実現していくために、施設収容ではなく、居宅支援を充実させてください。
- ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また非正規雇用化や民間委託はしないでください。また担当者の研修を充実してください。
- 物価高騰への対策として保護基準の緊急引き上げを国に要望してください。

【障害福祉について】

- 40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。
- 「重度心身障害者医療費助成制度」を、現在の償還払い制度ではなく、窓口での自己負担を必要としない現物給付とすることを県に求めるとともに制度変更してください。
また、重度心身障害者医療費助成について、所得超過額が超過しても段階的な助成ができるような制度を検討してください。
- コロナ禍で、重症化リスクが高く、介護者との濃厚接触が避けられないことから、介助者へのワクチン優先接種体制をすすめてください。

【保育について】

- 配置と面積にかかる基準を自治体独自に上乘せ・拡充し、加配保育士を増やしてください。
- 認可保育所の整備・増設を行ってください。認可外保育施設等については、認可保育所と同等の基準を満たすことができるよう支援してください。
- 保育士資格の有資格者を確保するための具体的な施策を実施してください。

【子育て支援について】

- 子ども医療費助成制度のさらに拡充してください。所得制限を撤廃してください。
- 「子どもの貧困化対策大綱」に基づき、「子どもの貧困対策支援計画(子ども子育て支援総合計画によるものを含む)」を策定してください。コロナ危機下での「格差と貧困」の拡大の進行の状況を踏まえ、必要な調査や見直しを行ってください。

- ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援（教育・高等教育職業訓練）給付金事業、日常生活支援事業等を実施・拡充してください。
- 教育・学習支援への取り組みを行うとともに、NPOやボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。
- 子ども子育て支援の産前・産後の家事や育児支援の利用期間は、妊娠中から出産後1年までの期間とし、対象者は、母親だけでなく家族が誰でも利用できるようにしてください。
- 義務教育である小中学校の給食費を無償にしてください。事情により支払いができない場合、当面「減額」や「多子世帯に対する支援」などを行ってください。
- 小中学校の20人学級の早期に実現してください。
- 就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。少なくとも、国による免除対象範囲を上回る減免・補助制度を実施・拡充してください。
- 学校保健法に基づく健診で不正咬合と受診勧告されながら、保険適用がなく治療を諦められることがないように国と県に要望してください。

【一部負担減免について】

- 生活困難な方が経済的理由によって必要な医療を受ける機会が制限されないよう、無料低額診療事業制度があります。この制度周知を進めると同時に、この制度実施病院が報酬無しで行っていることに鑑み、制度実施医療機関を増やすことと、必要費用への公的補助を進めるよう国や県、医療機関に働きかけてください。
- 保険薬局で、経済的理由を考慮して窓口負担の減免を行う場合、減免額相当を助成する独自の制度をつくってください。

【高齢者福祉について】

- 住民検診において、高齢者の聴覚検診を行ってください。
- 高齢期難聴者や若年性難聴者など、中途難聴者に適用できる、補聴器購入費助成の制度をつくってください。

以上

第3期宮城県国民健康保険運営方針〈令和6～11年度〉【概要版】

第1章 基本的な事項 及び 第2章 医療費・財政の見通し

▷ 策定目的

県における国保の安定的な財政運営、各市町村が担う事務の広域的・効率的な運営の推進を図るため、国民健康保険法第82条の2第1項に基づき策定するもの。

▷ 医療費の動向と将来の見通し



人口減少社会の進展や加入率の低下等により、被保険者数は今後も減少することが見込まれる。

一方、一人当たり医療費は増加するものの、医療費総額は減少傾向になると見込まれる。

▷ 国民健康保険財政の基本的な考え方

市町村は、必要な支出を保険料（税）や県支出金等で賄うことにより、収支を均衡させる。決算補填を目的とした法定外繰入といった解消・削減すべき赤字が生じた場合は、要因分析を行うとともに、必要な対策を検討し、県と協議する。

県は、必要な支出を事業費納付金や国庫支出金等で賄うことにより、収支を均衡させる。また、保険料（税）水準が過度に変動することのないよう、必要に応じて基金の積立て・取崩しを行うなど、県全体のバランスを見極めながら運営する。

第3章 保険料（税）の標準的な算定方法

▷ 標準的な保険料（税）及び事業費納付金の算定方式等

算定方式	3方式（所得割、均等割、平等割）
応益割と応能割の割合	1：本県の所得係数 β （R4：0.883（小数点第4位以下切捨て））
均等割と平等割の割合	70：30
賦課限度額	国民健康保険法施行令と同額とする（R4医療分：630,000円）
医療費指数反映係数 α （※）★	R6：0.2 ▷ R7：0.1 ▷ R8以降：0
事業費納付金の精算	各市町村との個別精算は行わず、決算剰余金の積立て等について毎年度協議

※市町村の医療費水準を事業費納付金にどの程度反映させるか調整する係数

第4章 将来的な保険料（税）水準の統一 ★

現在の保険料（税）水準
▽ α を0.1ずつ引き下げ▽
納付金ベースによる統一（R8）
▽統一の在り方を協議・検討▽
『宮城県版』保険料（税）水準の統一（R12）

▷ 基本的な考え方

県と市町村は、将来的な保険料（税）水準の統一

▷ 統一の定義・目標年度

【第1段階】納付金ベースによる統一（R8）

○ 医療費指数反映係数 α を0に設定し、市町村

【第2段階】『宮城県版』保険料（税）水準の統一

○ 被保険者間の公平性の観点からは、将来的に

○ 一方、課題・検討項目が多岐にわたることから、

第5章 市町村における保険料（税）の徴収の適正な実施

▷ 収納率目標 ★

保険者規模区分	収納率目標	
	旧	新
5千人未満	96.0%	97.2%
5千人以上1万人未満	95.5%	96.7%
1万人以上10万人未満	94.7%	95.9%
10万人以上	94.7%	95.9%
県全体	95.0%	96.2%

本県の保険料（税）現年課税分の収納率は、令和3年度が95.71%と年々向上している。

被保険者間の公平性を確保するためにも、引き続き県全体で収納率の向上に取り組むこととし、県平均収納率が令和3年度における全国上位1割相当の水準に達することを目標とする。

第6章 市町村における保険給付の適正な実施

▷ 保険給付の適正な実施に関する取組

広域的対応や一定の専門性が求められる取組により、保険給付の適正化を推進する。

- レセプト二次点検及び柔整療養費の点検の共同実施
- 第三者求償事務の取組強化 など

第7章 医療費の適正化の取組

▷ 医療費の適正化等に向けた取組

県と市町村等が一体となった取組により、医療費の更なる適正化等を推進する。

- 特定健診・特定保健指導実施率の向上
- データヘルス計画の策定支援
- 糖尿病腎症重症化予防プログラムの活用
- 保険者努力支援制度に係る取組の推進 など

第8章～第11章

▷ 市町村が担う事務の広域的・効率的な運営の推進

保険料（税）の算定期間や納期の統一、事務処理システムの標準化等について協議・調整を進め、事務の広域化・効率化を推進する。

▷ 本方針の検証及び見直し ★

被保険者一人当たり医療費や県の国保財政安定化基金の残高、特定健診等の受診率といった管理指標を定め、おおむね3年を目途に各種取組による効果を把握・分析し、必要に応じて本方針の見直しを行う。

▷ 不測の事態への対応

新興感染症の感染拡大や自然災害など、被保険者の生活に著しい影響を与える不測の事態が生じた場合は、市町村等と連携し、適切な対応に努める。

を旨とし、統一に係る取組内容や時期を記載したロードマップに基づき、市町村と協議を進める。

ごとの事業費納付金にそれぞれの医療費水準を反映させない。

（R12）

は県内で「完全統一」（同じ所得水準・世帯構成であれば同じ保険料とする）を目指すことが望ましい。本県における統一の在り方として、どのようなものを目指していくのか市町村と協議を進めていく。

宮城県第3期国保運営方針に係わる事項
 <目標収納率>

宮城県全体収納目標 95.0→96.2%			
10万人以上 94.7→95.9%	1万人以上10万人未満 94.7→95.9%	5千人以上1万人未満 95.5→96.7%	5千人未満 96.0→97.2%
仙台市	石巻市 塩竈市 気仙沼市 名取市 多賀城市 栗原市 登米市 大崎市	白石市 角田市 岩沼市 柴田町 亘理町 利府町 富谷市 加美町 東松島市 美里町	蔵王町 七ヶ宿町 大河原町 村田町 川崎町 丸森町 山元町 松島町 七ヶ浜町 大和町 大郷町 大衡村 色麻町 涌谷町 女川町 南三陸町

【第1段階】納付金ベースによる統一 (R8)

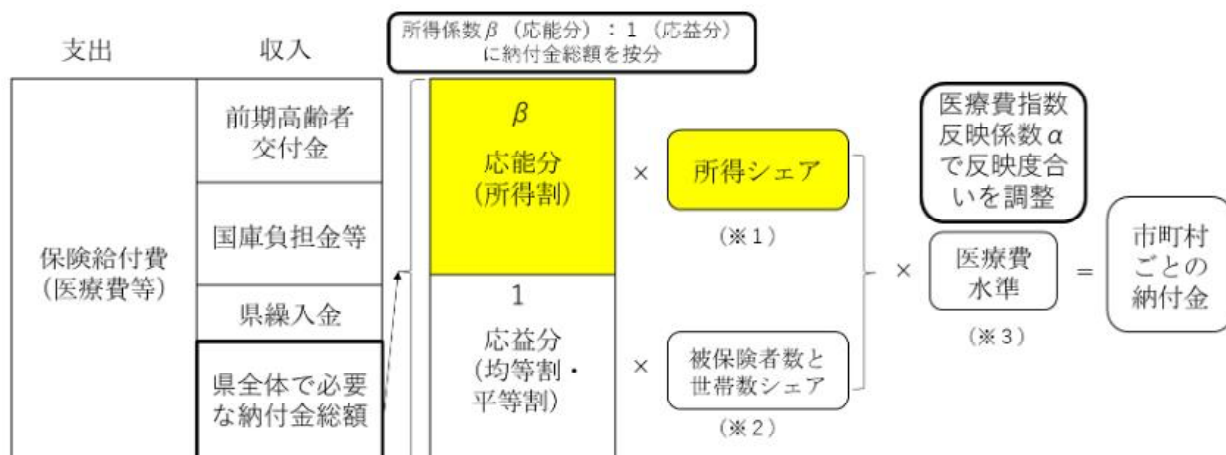
○ 医療費指数反映係数 α を0に設定し、市町村ごとの事業費納付金にそれぞれの医療費水準を反映させない。

【参考】

1 納付金算定イメージ

納付金は、以下の「医療分」、「後期高齢者支援金分」及び「介護納付金分」を合算して市町村が県に納付する。

(1) 医療分



国民健康保険事業費納付金の算定方式について

1 納付金算定に必要な係数及び関係条例の制定

(1) 納付金の算定の根拠

納付金は、政令（※）において算定方式が規定されており、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分を合算して市町村が県に納めることとされている。

（※）国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号、平成29年10月12日改正公布）

(2) 必要な係数

イ 医療費指数反映係数 α （医療分のみ使用）

（イ）納付金の算定にあたり、各市町村の医療費水準の差をどの程度、納付金の割当に反映させるかを設定するための係数である。

（ロ） α の値が高ければ、医療費水準が高い市町村の納付金の割当が増加することになり、最大値は1となる。

ロ 所得係数 β （医療分、後期高齢者支援金分、介護分ごとに値は異なる）

（イ）納付金の算定にあたり、所得に応じて市町村に割り当てる割合と被保険者数や世帯数に応じて市町村に割り当てる割合を設定するための係数である。

（ロ）県の一人当たり所得が全国平均の一人当たり所得と等しい場合は、 $\beta = 1$ となる。

(3) 政令の規定（医療分）

項 目	内 容	根拠条文
医療費指数反映係数 α	0以上1以下の範囲内において知事が定める数	政令第9条第3項
所得係数 β	「県平均の一人当たり所得÷全国平均の一人当たり所得」により国が算出する値を基準として、知事が定める数	政令第9条第5項

(3) 関係条例の制定

政令において、知事が定める事項を各県の条例に委ねており、本県では、平成29年11月議会への提案に向け、保険給付費等交付金条例や事業費納付金条例の準備を進めている。

2 本県の定める係数

(1) 医療費指数反映係数 α

イ 本県では、将来的な保険料（税）水準の統一を見据え、保険料（税）の平準化を進めるため、 $\alpha = 0.5$ とすることとしている。

ロ $\alpha = 0.5$ とは、医療費水準の差を納付金の割当に50%反映することを意味する。

(2) 所得係数 β

本県では、国のガイドラインに基づき、 $\beta =$ 国が示す所得係数としている。

3 運営方針案の算定方式による試算（別紙のとおり）

(1) 試算結果

この試算の結果では、一人当たり保険料（税）が増加する自治体が15（最大29.3%増）、減少する自治体が20（最大24.9%減）となる。

(2) 試算に係る主な前提条件等について

イ 原則として、宮城県国民健康保険運営方針（案）に基づき算定を行っている。

（ $\alpha = 0.5$ 、 $\beta =$ 平成28年度の国が示す本県の所得係数、0.966を使用）

ロ 国の公費拡充に伴う交付金を活用し、国から示された要件や市町村との協議を踏まえ、一定の激変緩和措置を講じている。

ハ 平成29年度の試算であり、平成30年度の実際の算定額を表すものではない。

(3) 一人当たり保険料（税）が大幅に上昇する市町村への対応

現在、実施している仮算定を通じて市町村と検討して行くこととしている。

令和5年度の保険者努力支援制度(取組評価分)

合計 940点

保険者共通の指標	
指標① 特定健診・特定保健指導の実施率、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率 ○特定健診受診率・特定保健指導実施率 ○メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率	190点
指標② 特定健診・特定保健指導に加えて他の健診の実施や健診結果等に基づく受診勧奨等の取組の実施状況 ○がん検診受診率 ○歯科健診受診率	75点
指標③ 生活習慣病の発症予防・重症化予防の取組の実施状況 ○生活習慣病の発症予防・重症化予防の取組の実施状況 ○特定健診受診率向上の取組実施状況	100点
指標④ 広く加入者に対して行う予防・健康づくりの取組の実施状況 ○個人へのインセンティブの提供の実施 ○個人への分かりやすい情報提供の実施	65点
指標⑤ 加入者の適正受診・適正服薬を促す取組の実施状況 ○重複・多剤投与者に対する取組 ○薬剤の適正使用の推進に対する取組	50点
指標⑥ 後発医薬品の使用促進に関する取組の実施状況 ○後発医薬品の促進の取組・使用割合	130点
国保固有の指標	
指標① 収納率向上に関する取組の実施状況 ○保険料(税)収納率 ※過年度分を含む	100点
指標② 医療費の分析等に関する取組の実施状況 ○データヘルス計画の実施状況	25点
指標③ 給付の適正化に関する取組の実施状況 ○医療費通知の取組の実施状況	15点
指標④ 地域包括ケア推進・一体的実施の実施状況 ○国保の視点からの地域包括ケア推進・一体的実施の取組	40点
指標⑤ 第三者求償の取組の実施状況 ○第三者求償の取組状況	50点
指標⑥ 適正かつ健全な事業運営の実施状況 ○適切かつ健全な事業運営の実施状況 ○法定外繰入の解消等	100点

県内市町村別獲得点

獲得点順位			
市町村	R5年度	R4年度	R3年度
仙台市	7	4	12
石巻市	11	5	14
塩竈市	33	28	27
気仙沼市	32	31	34
白石市	35	35	31
名取市	15	21	12
角田市	13	14	16
多賀城市	19	26	21
岩沼市	23	20	17
蔵王町	20	29	32
七ヶ宿町	20	17	8
大河原町	12	24	14
村田町	22	12	25
柴田町	27	30	21
川崎町	13	11	11
丸森町	4	13	3
亘理町	2	1	10
山元町	3	10	4
松島町	26	9	9
七ヶ浜町	8	7	6
利府町	27	17	26
大和町	25	23	18
大郷町	6	34	30
富谷市	1	8	2
大衡村	18	6	24
色麻町	34	25	23
涌谷町	31	33	29
女川町	10	2	1
加美町	23	22	28
栗原市	17	17	5
登米市	5	16	18
東松島市	30	32	20
美里町	9	3	35
南三陸町	16	15	33
大崎市	29	27	7

国保加入者・世帯

	国保世帯数			国保加入者数		
	世帯数	昨年比	割合	加入者数	昨年比	割合
仙台市	129,445	▲ 1,86	24.6%	192,223	▲ 176	(18.1%)
石巻市	19,817	▲ 303	32.0%	31,469	▲ 151	(22.5%)
塩竈市	7,216	▲ 110	30.2%	11,168	▲ 30	(20.9%)
気仙沼市	9,456	▲ 187	35.9%	14,779	▲ 147	(24.3%)
白石市	4,883	▲ 90	34.3%	7,563	▲ 35	(23.0%)
名取市	8,456	50	26.4%	13,556	25	(17.1%)
角田市	4,268	▲ 23	37.3%	6,811	▲ 49	(24.3%)
多賀城市	7,191	▲ 33	26.2%	11,086	▲ 80	(17.8%)
岩沼市	5,318	32	29.0%	8,258	32	(18.8%)
蔵王町	1,762	▲ 5	39.1%	2,898	▲ 14	(24.9%)
七ヶ宿町	207	▲ 3	32.8%	324	▲ 7	(24.9%)
大河原町	2,942	▲ 14	29.4%	4,510	▲ 17	(19.2%)
村田町	1,520	▲ 9	37.5%	2,467	▲ 47	(23.4%)
柴田町	5,035	▲ 62	31.4%	8,001	▲ 14	(21.4%)
川崎町	1,333	18	39.0%	2,059	▲ 26	(24.1%)
丸森町	2,042	▲ 26	40.9%	3,299	▲ 79	(25.8%)
亘理町	4,667	5	36.3%	7,611	▲ 2	(22.8%)
山元町	1,968	▲ 27	40.9%	3,185	1	(26.5%)
松島町	1,971	▲ 35	34.7%	3,076	▲ 3	(22.6%)
七ヶ浜町	2,427	30	35.9%	4,092	7	(22.3%)
利府町	3,901	39	28.4%	6,408	62	(17.8%)
大和町	2,951	▲ 6	24.4%	4,643	▲ 74	(16.4%)
大郷町	1,076	▲ 22	37.9%	1,843	▲ 4	(23.4%)
富谷市	5,040	1	25.5%	8,195	7	(15.6%)
大衡村	652	▲ 7	30.9%	1,061	▲ 34	(18.2%)
色麻町	849	▲ 35	40.9%	1,545	▲ 22	(23.4%)
涌谷町	2,425	▲ 11	40.5%	4,024	▲ 8	(26.1%)
女川町	990	▲ 28	32.2%	1,640	▲ 46	(26.4%)
加美町	3,177	▲ 46	38.9%	5,327	▲ 39	(23.8%)
栗原市	9,668	▲ 92	38.8%	15,764	▲ 96	(24.1%)
登米市	11,154	▲ 90	40.9%	18,934	▲ 104	(24.6%)
東松島市	5,279	▲ 63	32.4%	8,697	▲ 21	(22.1%)
美里町	3,421	▲ 39	37.0%	5,569	▲ 41	(23.1%)
南三陸町	1,998	▲ 15	44.6%	3,676	▲ 35	(29.8%)
大崎市	17,338	▲ 102	33.2%	28,460	44	(22.3%)
合計	291,843			454,221		

国保決算等（令和3年度）

	基金額		次期繰越金額	純資産	一世帯あたり 基金保有額
		前年度比			
仙台市	2,090,692,700	577,805,973	1,155,198,299	3,245,890,999	25,075
石巻市	1,769,275,943	▲ 62,796,140	0	1,815,275,943	91,602
塩竈市	1,335,746,711	▲ 45,342,251	0	1,335,746,711	185,109
気仙沼市	747,034,763	▲ 62,584,089	73,311,578	820,346,341	86,754
白石市	402,846,407	▲ 27,400,000	27,497,133	430,343,540	88,131
名取市	1,378,075,000	▲ 13,851,000	67,544,560	1,445,619,560	170,958
角田市	367,953,194	▲ 19,887,721	6,077,000	374,030,194	87,636
多賀城市	1,066,704,692	14,969,670	0	1,066,704,692	148,339
岩沼市	968,349,125	104,818	46,415,417	1,014,764,542	190,817
蔵王町	555,362,535	▲ 19,988,818	1,440,777	556,803,312	316,006
七ヶ宿町	39,766,211	2,506,783	981,868	40,748,079	196,851
大河原町	521,349,000	18,268,000	20,598,694	541,947,694	184,211
村田町	328,643,351	14,258,543	1,000,000	329,643,351	216,871
柴田町	465,228,988	▲ 10,658,856	52,752,723	517,981,711	102,876
川崎町	216,000,000	37,000,000	36,282,756	252,282,756	189,259
丸森町	327,690,489	57,577,789	53,828,729	381,519,218	186,836
亘理町	902,904,000	▲ 11,844,000	5,983,551	908,887,551	194,748
山元町	303,766,066	44,273,040	0	303,766,066	154,353
松島町	366,036,426	▲ 29,040,693	3,658,573	369,694,999	187,567
七ヶ浜町	222,826,000	▲ 47,474,000	53,369,100	276,195,100	113,801
利府町	207,171,381	▲ 13,750,248	9,035,372	216,206,753	55,423
大和町	317,891,000	40,005,000	35,144,843	353,035,843	119,633
大郷町	252,499,198	▲ 8,970,890	19,026,295	271,525,493	252,347
富谷市	1,293,789,277	▲ 18,307,000	58,591,363	1,352,380,640	268,329
大衡村	116,725,000	▲ 4,971,000	8,325,127	125,050,127	191,795
色麻町	169,900,000	▲ 17,500,000	32,075,116	201,975,116	237,898
涌谷町	590,288,917	▲ 1,100,668	17,849,121	608,138,038	250,779
女川町	337,415,167	13,871,526	0	337,415,167	340,823
加美町	666,450,921	50,261,000	73,993,407	740,444,328	233,064
栗原市	504,896,351	▲ 109,339,000	105,633,485	610,529,836	63,150
登米市	1,134,538,949	▲ 81,571,060	194,957,302	1,329,496,251	119,195
東松島市	600,374,970	▲ 55,740,282	30,887,420	631,262,390	119,580
美里町	803,878,336	▲ 57,634,271	10,986,099	814,864,435	238,195
南三陸町	329,266,594	▲ 29,995,417	154,168,782	483,435,376	241,960
大崎市	2,351,919,920	▲ 121,460,000	234,306,290	2,586,226,210	149,165

2023年度国保料（税）率

今年度、支援分（後期高齢者支援金等賦課額） 賦課限度額 220,000円（前年より2万円UP）

	医療分			支援金			介護		
	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)
仙台市 UP	8.11 +0.82%	24,800 +2,440円	24,800 +1,910円	3.10 +0.25%	9,270 +840円	9,300 +670円	2.83 +0.06%	9,990 +130	7,540 +20円
石巻市	7.00	23,500	25,700	2.40	5,300	5,500	2.00	8,400	6,000
塩竈市	6.40	23,100	18,300	2.60	9,000	7,500	2.00	9,000	5,400
気仙沼市	6.50	24,000	17,000	2.20	7,000	6,200	2.20	8,000	4,800
白石市 UP	6.80 -	23,000 +1,000円	2,200 -	2.80 +0.70%	9,600 +2,400円	7,000 +1,600円	2.00 +0.20%	9,400 +1,000円	4,800 +600円
名取市	7.10	23,000	22,000	2.00	8,200	7,000	2.50	10,500	7,000
角田市	6.30	20,000	15,000	2.40	8,000	5,000	1.90	7,500	4,000
多賀城市	7.00	26,880	23,520	2.00	7,680	7,680	1.40	8,640	5,400
岩沼市	6.31	25,100	17,600	2.44	9,700	6,800	1.94	9,900	5,000
登米市 UP	7.50 +1.30%	23,000 +3,000円	18,000 +3,000円	3.00 +0.80%	8,000 +1,000円	8,000 +3,000円	2.50 +0.50%	8,500 +500円	6,200 -
栗原市 UP	6.98 +7.30%	24,600 +3,000円	17,100 +2,100円	2.72 +0.57%	9,100 +2,100円	7,500 +1,700円	2.20 -	8,600 -	5,100 -
東松島市	4.80	25,800	20,000	2.00	10,000	8,000	2.00	12,800	7,000
大崎市	5.80	20,700	15,800	2.25	8,000	5,800	2.26	9,600	4,700
蔵王町	5.00	17,400	12,400	1.60	5,700	4,000	1.30	5,900	3,100
七ヶ宿町	6.80	26,000	18,000	0.80	2,800	2,800	1.60	7,000	3,500
大河原町 down	6.80 -	22,500 -	23,000 ▲3,000円	2.00 -	7,000 -	6,500 -	1.70 -	8,500 -	6,000 -
村田町	6.38	22,000	16,000	2.37	8,000	5,000	2.53	13,000	6,000
柴田町	6.10	21,500	23,500	2.50	8,000	9,000	1.85	8,000	4,500
川崎町	7.70	29,500	12,500	3.00	12,000	5,000	1.40	7,000	3,000
丸森町	5.20	19,800	16,400	4.13	11,300	9,400	1.64	9,100	5,200
亘理町	6.40	25,000	17,000	2.38	9,560	6,480	2.20	11,500	5,000
山元町	5.40	25,100	19,700	1.90	9,000	7,100	1.80	10,900	6,000
松島町	6.60	19,500	15,200	2.40	7,200	5,600	2.40	8,200	4,400
七ヶ浜町	5.40	24,200	19,200	2.00	8,900	7,100	1.85	11,000	6,000
利府町 UP	6.20 +0.4%	27,000 +4,700円	18,000 -	2.50 +0.2%	10,000 +1,300円	7,500 -	2.25 +0.25%	10,000 +1,000円	6,500 +1,000円
大和町 down	6.20 ▲0.1%	23,000 ▲1,400円	17,000 ▲900円	2.20 ▲0.5%	8,500 ▲2,200円	6,000 ▲1,800円	2.00 ▲0.3%	9,300 ▲1,800円	4,700 ▲1,200円
大郷町	6.20	23,000	17,000	2.20	8,500	6,000	2.00	9,300	4,700
富谷市 down	5.50 -	22,700 -	20,200 ▲1,000円	1.65 -	7,300 -	6,600 ▲3,500円	1.75 -	7,000 ▲2,500円	9,500 -
大衡村	5.90	24,000	18,000	2.00	8,400	6,000	1.90	11,000	5,000
色麻町	6.60	25,200	18,000	2.50	7,200	7,200	2.10	8,400	6,000
加美町 down	7.60 -	22,800 -	20,000 ▲5,000円	1.90 -	6,000 -	8,400 -	1.50 -	7,200 -	6,000 -
涌谷町	7.00	17,000	23,000	4.00	7,000	9,000	2.80	8,000	7,000
美里町	7.00	10,000	20,000	2.60	7,000	7,000	2.20	9,000	6,000
女川町	5.20	19,100	22,800	2.60	8,600	10,200	2.50	10,800	8,800
南三陸町	5.60	19,100	22,800	2.60	8,600	10,200	2.50	10,800	8,800

(単位:円)

№	保険者名	事業費納付金					市町村標準保険料率(理論値)【3方式】					後期高齢者支援金分					介護納付金分								
		納付金額		1人当たり納付金額			医療分		伸比率			所得割		均等割		所得割		均等割		所得割		均等割			
		①	②	③	令和4年度	令和5年度	(%)	④	(%)	⑤	(%)	⑥	(%)	⑦	(%)	⑧	(%)	⑨	(%)	⑩	(%)	⑪	(%)	⑫	(%)
1	仙台市	25,838,477,705	128,073	141,500	10.48%	7.58%	33,355	22,182	2.79%	11,873	7.896	2.51%	13,328	6,616											
2	石巻市	3,969,680,163	127,044	135,174	6.39%	6.96%	30,626	20,367	2.69%	11,457	7,619	2.60%	13,844	6,873											
3	塩竈市	1,400,754,232	121,805	132,009	8.37%	7.32%	32,215	21,424	2.83%	12,066	8,024	2.60%	13,852	6,877											
4	気仙沼市	1,841,894,117	125,323	135,993	8.49%	6.85%	30,140	20,044	2.72%	11,606	7,718	2.54%	13,533	6,718											
5	白石市	856,726,209	115,650	122,775	6.16%	6.25%	27,514	18,297	2.80%	11,938	7,939	2.23%	11,865	5,990											
6	名取市	1,915,958,473	138,485	148,558	7.27%	7.42%	32,659	21,719	2.65%	11,277	7,500	2.32%	12,335	6,124											
7	角田市	830,043,359	120,365	127,385	5.83%	6.53%	28,748	19,118	2.85%	12,140	8,073	2.54%	13,512	6,708											
8	多賀城市	1,462,497,235	127,749	137,789	7.85%	7.27%	32,001	21,281	2.72%	11,604	7,717	2.44%	12,988	6,448											
9	岩沼市	1,089,616,112	127,272	138,557	8.86%	7.40%	32,538	21,638	2.79%	11,904	7,916	2.32%	12,363	6,138											
10	登米市	2,439,965,694	128,413	136,823	6.54%	7.09%	31,199	20,748	2.82%	12,022	7,995	2.54%	13,502	6,703											
11	栗原市	1,973,362,276	122,979	131,356	6.81%	6.78%	29,823	19,833	2.96%	12,595	8,376	2.55%	13,581	6,742											
12	東松島市	1,113,009,454	125,457	134,975	7.58%	6.81%	29,948	19,916	2.84%	12,116	8,057	2.51%	13,377	6,641											
13	大崎市	3,538,158,647	124,012	131,887	6.35%	7.17%	31,526	20,966	2.61%	11,106	7,386	2.18%	11,613	5,765											
14	富谷市	1,084,816,951	128,177	139,418	8.76%	7.22%	31,777	21,132	2.84%	12,088	8,039	2.44%	12,968	6,438											
15	蔵王町	359,593,029	120,206	127,832	6.34%	6.80%	29,910	19,891	2.86%	12,186	8,104	2.25%	11,970	5,942											
16	七ヶ宿町	41,130,151	131,411	138,485	5.38%	5.25%	23,117	15,373	2.84%	12,077	8,031	2.32%	12,336	6,124											
17	大河原町	581,540,806	121,145	133,258	9.99%	6.65%	29,261	19,459	2.81%	11,976	7,964	2.51%	13,355	6,630											
18	村田町	308,118,247	123,059	132,866	7.96%	6.68%	29,387	19,543	2.84%	12,088	8,039	2.52%	13,398	6,651											
19	柴田町	858,197,391	113,197	116,019	2.49%	5.39%	23,701	15,761	2.90%	12,344	8,209	2.55%	13,585	6,744											
20	川崎町	271,152,234	126,396	137,431	8.73%	6.86%	30,200	20,083	2.62%	11,181	7,435	2.06%	10,969	5,445											
21	丸森町	383,484,371	120,766	123,227	2.03%	5.74%	25,252	16,793	2.74%	11,661	7,755	2.60%	13,815	6,858											
22	亘理町	1,012,747,544	128,686	141,070	9.62%	7.15%	31,445	20,912	2.75%	11,726	7,798	2.32%	12,351	6,132											
23	山元町	412,813,893	132,935	144,138	8.42%	7.19%	31,633	21,037	2.90%	12,356	8,217	2.59%	13,794	6,848											
24	松島町	388,719,052	123,250	132,172	7.23%	7.09%	31,170	20,729	2.90%	12,368	8,225	2.61%	13,864	6,882											
25	七ヶ浜町	556,302,555	134,714	144,045	6.92%	7.47%	32,865	21,856	2.72%	11,573	7,696	2.39%	12,734	6,322											
26	利府町	793,494,821	121,593	127,900	5.18%	6.27%	27,563	18,330	2.59%	11,041	7,342	2.59%	13,769	6,836											
27	大和町	580,579,541	122,138	126,736	3.76%	6.19%	27,218	18,100	2.60%	11,068	7,361	2.56%	13,618	6,760											
28	大郷町	225,286,490	121,642	131,823	8.36%	6.33%	27,836	18,511	2.92%	12,428	8,265	2.23%	11,888	5,902											
29	大衡村	131,833,637	117,348	124,606	6.18%	5.73%	25,216	16,769	2.84%	12,092	8,041	2.48%	13,177	6,542											
30	色麻町	191,541,132	136,001	144,777	6.45%	6.56%	28,862	19,194	2.91%	12,407	8,251	2.61%	13,874	6,887											
31	加美町	672,201,466	132,749	139,605	5.16%	6.78%	29,842	19,846	2.79%	11,867	7,892	2.20%	11,725	5,820											
32	涌谷町	468,930,117	113,913	124,516	9.30%	6.45%	28,382	18,875	2.77%	11,806	7,851	2.51%	13,327	6,616											
33	美里町	713,604,614	123,964	133,458	7.65%	7.23%	31,809	21,153	2.83%	12,034	8,003	2.30%	12,233	6,073											
34	女川町	220,764,197	139,239	149,975	7.71%	5.55%	24,401	16,227	2.86%	12,195	8,110	2.41%	12,816	6,362											
35	南三陸町	563,869,799	148,098	159,420	7.64%	7.62%	33,533	22,300	2.95%	12,568	8,358	2.68%	14,246	7,072											
宮城県		59,090,865,714	126,781	137,536	8.48%	7.40%	45,293	28,876	2.85%	16,876	2.60%	18,812													
県合計																									
県平均																									
標準保険料率(理論値)【2方式】																									

国民健康保険 短期証及び資格証明書交付状況

(2023年6月1日現在)

	短期証		資格証明書	
	世帯数	前年比	世帯数	前年比
仙台市	98	▲99	0	±0
石巻市	325	▲74	0	±0
塩竈市	42	▲8	10	▲2
気仙沼市	4	▲7	5	▲4
白石市	44	▲4	13	▲6
名取市	88	▲19	6	▲2
角田市	88	▲5	0	±0
多賀城市	3	±0	0	▲1
岩沼市	96	▲8	0	±0
登米市	120	▲20	31	▲26
栗原市	82	+34	35	▲4
東松島市	98	+41	0	±0
大崎市	309	+141	30	▲5
蔵王町	44	▲24	3	±0
七ヶ宿町	4	▲1	0	±0
大河原町	82	▲71	0	±0
村田町	25	▲4	10	▲1
柴田町	118	▲83	0	±0
川崎町	80	±0	1	±0
丸森町	14	▲28	0	±0
亘理町	24	+16	3	±0
山元町	22	+4	0	▲1
松島町	3	▲2	0	±0
七ヶ浜町	48	▲10	0	±0
利府町	105	+1	4	▲6
大和町	58	▲5	5	+2
大郷町	9	±0	9	▲4
富谷市	56	▲18	0	±0
大衡村	13	+1	2	▲5
色麻町	10	▲3	0	▲2
加美町	23	+4	16	+4
涌谷町	50	▲5	17	+9
美里町	34	▲2	39	+2
女川町	22	+1	0	±0
南三陸町	0	±0	0	±0
合計	2,241	▲347	239	▲29

短期被保険者証・被保険者資格証明書 の 交付に関する指針

1 前文（指針の作成に当たっての基本的な考え方）

この指針は、国民健康保険財政の安定的な運営と被保険者間の負担の公平を図るため、「宮城県国民健康保険運営方針」（平成30年1月作成）に基づき、「国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）等の規定による短期被保険者証・被保険者資格証明書の交付に当たっての基本的な方針を定めるものである。

2 短期被保険者証の交付に関する指針について

（1）短期被保険者証の交付対象世帯

短期被保険者証は、差し押さえできる財産が確認できなかった世帯に対して交付する。ただし、次の要件に該当する世帯には、原則として短期被保険者証を交付しない。

- ① 法第9条第3項に規定する政令で定める特別の事情が認められる世帯
- ② 納付に誠実な意思があると認められる世帯
- ③ 地方税法（昭和25年法律第226号）第15条の7に基づく、滞納処分の執行を停止した世帯
- ④ 法令等に基づいた公費負担を受けている世帯
- ⑤ 保険料（税）の軽減又は減免を受けている（又は相当する）世帯
- ⑥ その他

（2）短期被保険者証の有効期間

短期被保険者証の有効期間は、原則として「6か月」とする。ただし、特に必要と認める場合は、その期間を短縮することができる。

（3）短期被保険者証の交付方法

短期被保険者証の交付方法は、原則として「窓口交付」とする。ただし、滞納者との接触の機会が確保されている場合は、「郵送」で交付することもできる。

3 被保険者資格証明書の交付に関する指針について

（1）被保険者資格証明書の交付対象世帯

被保険者資格証明書は、原則として、既に短期被保険者証が交付されている世帯で、かつ、保険料（税）の納期限から1年以上滞納している世帯に対して交付する。

（2）被保険者資格証明書の解除要件

被保険者資格証明書の交付を受けている世帯が、次の要件に該当した場合は、原則として、被保険者証に切り替える。ただし、特に必要と認める場合は、短期被保険者証への切り替え、又は引き続き被保険者資格証明書を交付することができる。

- ① 被保険者資格証明書交付後、上記2（1）ただし書きに該当することとなった世帯
- ② その他

<介護保険>

第1号被保険者：65才以上の方第8期介護保険料（基準額）

<2021年～2023年>

	月額 保険料		年額 保険料	
	基準額	前期比	基準額	前期比
仙台市	6,000 円	+108円	72,000 円	+1,300円
石巻市	5,900 円	0円	70,800 円	0円
塩竈市	6,000 円	+288円	72,000 円	+3,456円
気仙沼市	5,500 円	+600円	66,000 円	+7,200円
白石市	5,600 円	+200円	67,200 円	+2,400円
名取市	5,590 円	+160円	67,080 円	+1,920円
角田市	5,700 円	+100円	68,400 円	+1,200円
多賀城市	6,000 円	+200円	72,000 円	+2,400円
岩沼市	6,325 円	+333円	75,900 円	+4,000円
登米市	6,000 円	-800円	72,000 円	-9,600円
栗原市	6,000 円	+40円	72,000 円	+480円
東松島市	5,500 円	-500円	66,000 円	-6,000円
大崎市	6,370 円	+512円	76,440 円	+6,140円
富谷市	5,750 円	0円	69,000 円	0円
蔵王町	4,800 円	+750円	57,600 円	+9,000円
七ヶ宿町	5,450 円	+500円	65,400 円	+6,000円
大河原町	3,800 円	-100円	45,600 円	-1,200円
村田町	6,200 円	+350円	74,400 円	+4,200円
柴田町	5,600 円	+200円	67,200 円	+2,400円
川崎町	6,380 円	0円	76,560 円	0円
丸森町	6,060 円	+420円	72,720 円	+5,040円
亘理町	5,850 円	0円	70,200 円	0円
山元町	5,500 円	0円	66,000 円	0円
松島町	6,600 円	+1,000円	79,200 円	+12,000円
七ヶ浜町	6,200 円	+400円	74,400 円	+4,800円
利府町	5,400 円	0円	64,800 円	0円
大和町	6,520 円	0円	78,240 円	0円
大郷町	6,300 円	+100円	75,600 円	+1,200円
大衡村	7,000 円	+500円	84,000 円	+6,000円
色麻町	5,600 円	0円	67,200 円	0円
加美町	6,300 円	0円	75,600 円	0円
涌谷町	6,000 円	0円	72,000 円	0円
美里町	5,800 円	-100円	69,800 円	-1,000円
女川町	5,800 円	+400円	69,600 円	+4,800円
南三陸町	6,000 円	0円	72,000 円	0円
宮城県平均	5,868円	162円	70,427円	1,947円

第8期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数（都道府県別）

別紙4

（単位：人）

	都道府県	2019年度 (令和元年度) の介護職員数	2023年度（令和5年度）		2025年度（令和7年度）		2040年度（令和22年度）	
			必要数	(参考) 現状推移シナリオ による介護職員数	必要数	(参考) 現状推移シナリオ による介護職員数	必要数	(参考) 現状推移シナリオ による介護職員数
1	北海道	100,969	109,543	102,057	112,541	101,917	133,216	92,086
2	青森県	28,313	29,773	28,479	30,725	28,278	33,417	23,580
3	岩手県	23,833	25,366	24,166	26,831	24,126	27,588	21,365
4	宮城県	35,174	39,060	36,695	41,553	37,225	48,906	38,864
5	秋田県	22,602	24,002	22,197	24,056	21,775	24,213	16,858
6	山形県	20,849	22,372	20,547	23,532	20,262	24,180	16,909
7	福島県	32,473	36,298	33,271	36,676	33,187	38,397	28,123
8	茨城県	42,001	46,964	43,001	49,020	43,323	58,108	44,160
9	栃木県	27,585	31,941	28,349	33,367	28,597	40,076	29,250
10	群馬県	37,201	38,751	38,619	40,843	38,965	48,329	36,380
11	埼玉県	93,494	107,207	100,212	114,644	102,408	139,931	108,461
12	千葉県	86,890	97,325	93,255	102,149	95,036	122,736	91,208
13	東京都	183,111	214,551	189,708	223,022	192,073	263,741	191,403
14	神奈川県	139,335	160,655	150,492	170,757	154,301	203,805	157,374
15	新潟県	41,572	44,470	42,990	45,541	43,276	50,814	40,125
16	富山県	19,060	20,645	19,742	21,060	19,913	22,922	18,718
17	石川県	19,411	21,826	21,660	22,451	22,443	25,837	23,582
18	福井県	13,610	12,096	11,986	12,611	12,220	13,466	13,060
19	山梨県	13,689	15,027	14,430	15,264	14,687	16,904	15,480
20	長野県	37,783	40,665	39,357	41,741	39,940	49,286	42,001
21	岐阜県	31,508	39,269	34,814	40,333	36,083	46,227	40,945
22	静岡県	54,310	59,449	56,442	62,988	57,222	71,817	59,918
23	愛知県	103,563	113,987	106,573	121,007	107,637	140,940	106,368
24	三重県	31,763	34,128	33,693	37,709	34,397	40,172	36,824
25	滋賀県	20,233	22,794	20,619	23,908	20,690	29,833	19,428
26	京都府	40,443	45,175	43,122	46,318	43,962	50,378	42,874
27	大阪府	180,208	200,852	184,313	209,510	185,090	235,608	168,069
28	兵庫県	96,877	105,876	98,934	111,416	99,136	134,276	89,151
29	奈良県	25,411	29,731	27,118	31,037	27,571	35,615	25,713
30	和歌山県	24,306	25,570	24,768	25,832	24,769	25,931	21,914
31	鳥取県	11,061	11,901	11,272	12,192	11,345	13,256	11,572
32	島根県	16,760	17,534	17,131	17,632	17,171	18,498	15,995
33	岡山県	34,453	36,636	35,508	37,433	35,890	41,292	37,188
34	広島県	51,503	54,848	52,143	56,820	52,485	66,758	55,467
35	山口県	27,421	30,601	28,466	31,260	28,840	32,782	30,075
36	徳島県	15,419	16,357	15,589	16,358	15,634	17,218	15,527
37	香川県	17,621	19,238	18,249	19,643	18,384	21,348	17,292
38	愛媛県	31,567	31,682	31,592	32,533	31,403	38,373	27,632
39	高知県	14,292	15,478	14,960	15,747	15,196	15,707	15,955
40	福岡県	86,221	94,051	89,753	97,525	91,301	121,345	92,882
41	佐賀県	15,312	16,447	15,629	16,780	15,633	19,065	14,297
42	長崎県	27,400	29,211	28,077	30,278	28,327	31,873	29,205
43	熊本県	31,775	32,961	31,505	33,645	31,396	39,341	30,934
44	大分県	23,595	24,832	24,826	26,360	25,086	30,094	23,332
45	宮崎県	21,447	22,558	21,009	23,339	20,692	27,251	17,703
46	鹿児島県	32,399	36,314	34,219	37,036	34,869	40,849	36,995
47	沖縄県	20,062	22,443	20,850	23,056	21,087	30,859	21,650

宮城の子育て"無償化"広がる《医療費・学校給食費・保育料》

<https://www.nhk.or.jp/sendai-blog/telemasa/482119.html>

2023年04月14日 NHK仙台

てれまさ

何かとお金の心配がつきない日本の子育て。子どもの医療費や学校の給食費、保育所の料金がかからないとすれば、大きな安心につながります。宮城県内の市町村では、今、こうした費用を独自に無償化する動きが広がっています。

【どうなっている？各市町村の状況】

NHKはことし3月、県内35市町村にアンケートを行いました。この中で以下の3点について、保護者の負担をなくす「無償化」の制度があるか尋ねました。

▼子どもの医療費



まず「医療費の無償化」の結果です。「オレンジ色」は所得制限を設けず、子どもが18歳になる年度まで医療費を無償化する自治体。仙台市と白石市を除く、33の市町村が、子どもが18歳になる年度まで医療費の無償化をすると回答しました。このうち塩釜市と富谷市はことし10月から実施します。白石市は中学校卒業まで医療費が無料です。

仙台市は4月から新たに所得制限を撤廃して小学校入学までの医療費を無料にしました。小学生から中学生までは初診に限り、500円の負担があります。

無償化の理由について自由記述で尋ねました。

「子育て世帯の経済的負担を減らすため」(石巻市・白石市・東松島市など多数)

「人口が減少するなか、移住定住を促進するため」(松島町)

▼給食費



続いて「公立小中学校の給食費無償化」の結果です。所得制限を設けない「完全無償化」を実施しているのが「オレンジ色」。栗原市や富谷市など7市町が新年度からスタートさせたほか、昨年度までに無償化していた大郷町、七ヶ宿町、大衡村をあわせると県内10の市町村で給食費が無料になりました。

一部の学校や学年、保護者の所得など、条件付きで無償化する4つの自治体は「黄色」で示しました。このほかは、現時点で「無償化しない」と回答しました。

公立小中学校を所得制限のない「完全無償化」する10市町村

○新年度から実施

気仙沼市・栗原市・富谷市・丸森町・川崎町・大和町・南三陸町

○昨年度以前から実施

大郷町・七ヶ宿町・大衡村

条件付きで無償化する4市町

名取市（公立中学校のみ）

角田市（公立小中学校に通う第2子以降）

利府町（小6と中3のみ）

山元町（公立小中学校に通う第2子以降）

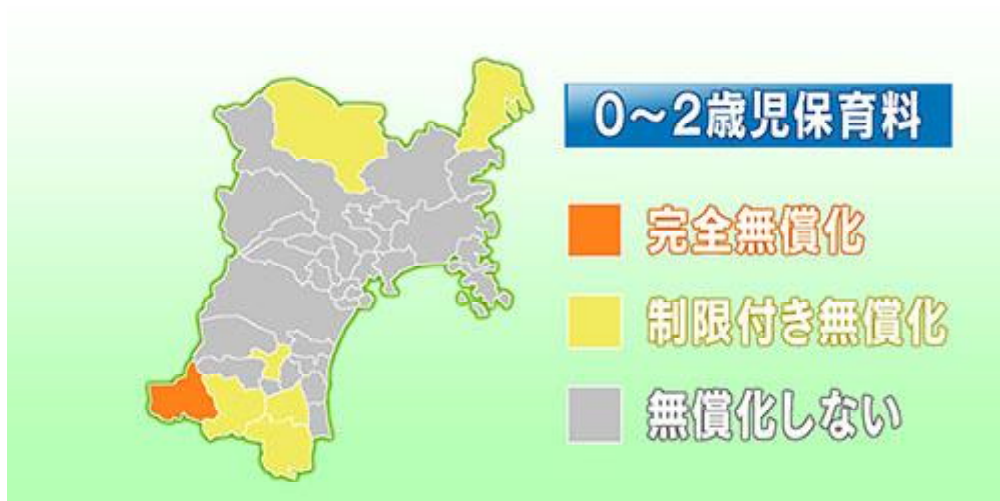
学校給食費無償化の理由です。

「物価高騰に対して、小中学生を育てる家庭を等しく支援するため」（丸森町）

「コロナで家計が苦しい世帯も多いなか、子育て世帯の負担軽減のため」（川崎町）

▼0～2歳児の保育料

最後に「0～2歳児の保育料無償化」です。認可保育所や認定こども園の利用料は、国の制度で、3～5歳のすべての子どもと、0～2歳の住民税非課税世帯などの子どもが無償化されています。今回は、0～2歳児で、国の無償化の対象ではない子どもについて、市町村が独自に無償化しているかどうかを尋ねました。



七ヶ宿町は7年前からすべての子どもを対象に保育料を無料にしています。子どもの数や保護者の所得など一定の条件のもとで独自の無償化制度があるのは、新年度から始めた気仙沼市、角田市など6つの市と町でした。

すべての子どもの保育料無償化
七ヶ宿町

一定の条件をつけて0～2歳児の保育料無償化

○新年度から実施
気仙沼市・角田市

○昨年度以前から実施
栗原市・白石市・丸森町・村田町

子どもの医療費に対する援助の実施状況<市町村>

(令和5年10月1日時点)

No.	市町村名	対象年齢								食事療養費	所得制限	一部自己負担の有無		直近の制度改定時期	
		3歳未満	4歳未満	5歳未満	就学前	9歳年度末	12歳年度末	15歳年度末	18歳年度末			自己負担額	対象年齢など		
1	仙台市	通院								-	-	●	500円/初診時	小学1年~中学3年	R5.4.1
		入院											●	500円/日(10日限度)	
2	石巻市	通院								-	-	-			R4.4.1
		入院													
3	塩竈市	通院								-	-	-			R5.10.1
		入院													
4	気仙沼市	通院								-	-	-			R3.10.1
		入院													
5	白石市	通院								-	-	-			H28.10.1
		入院													
6	名取市	通院								-	-	-			R4.10.1
		入院													
7	角田市	通院								-	-	-			R3.10.1
		入院													
8	多賀城市	通院								-	-	-			R4.10.1
		入院													
9	岩沼市	通院								-	-	-			R2.10.1
		入院													
10	登米市	通院								-	-	-			H30.10.1
		入院													
11	栗原市	通院								-	-	-			H28.10.1
		入院													
12	東松島市	通院								-	-	-			H29.4.1
		入院													
13	大崎市	通院								-	-	-			R4.10.1
		入院													
14	富谷市	通院								-	-	-			R5.10.1
		入院											全額		
15	蔵王町	通院								-	-	-			H28.10.1
		入院													
16	七ヶ宿町	通院								-	-	-			H28.4.1
		入院											全額		
17	大河原町	通院								-	-	-			H28.4.1
		入院													
18	村田町	通院								-	-	-			H29.4.1
		入院													
19	柴田町	通院								-	-	-			R3.10.1
		入院													
20	川崎町	通院								-	-	-			H29.4.1
		入院											半額		
21	丸森町	通院								-	-	-			H27.10.1
		入院											全額		
22	亘理町	通院								-	-	-			R4.10.1
		入院													
23	山元町	通院								-	-	-			R4.10.1
		入院													
24	松島町	通院								-	-	-			H28.4.1
		入院													
25	七ヶ浜町	通院								-	-	-			R2.10.1
		入院													
26	利府町	通院								-	-	-			R3.4.1
		入院													
27	大和町	通院								-	-	-			H28.4.1
		入院													
28	大郷町	通院								-	-	-			H28.4.1
		入院													
29	大衡村	通院								-	-	-			H23.4.1
		入院													
30	色麻町	通院								-	-	-			H27.4.1
		入院													
31	加美町	通院								-	-	-			H26.4.1
		入院													
32	涌谷町	通院								-	-	-			H29.4.1
		入院													
33	美里町	通院								-	-	-			R4.4.1
		入院													
34	女川町	通院								-	-	-			H27.10.1
		入院											全額		
35	南三陸町	通院								-	-	-			H28.10.1
		入院													

全市町村の主要財政指標（令和3年度）

●「財政力指数」は地方自治体の財政力を示す指数として用いられています。

団体名	財政力指数
仙台市	0.90
石巻市	0.54
塩竈市	0.51
気仙沼市	0.45
白石市	0.49
名取市	0.83
角田市	0.50
多賀城市	0.71
岩沼市	0.81
登米市	0.36
栗原市	0.31
東松島市	0.46
大崎市	0.49
富谷市	0.81
蔵王町	0.46
七ヶ宿町	0.32
大河原町	0.63
村田町	0.41
柴田町	0.61
川崎町	0.31
丸森町	0.30
亘理町	0.59
山元町	0.38
松島町	0.46
七ヶ浜町	0.55
利府町	0.82
大和町	1.05
大郷町	0.46
大衡村	0.77
色麻町	0.29
加美町	0.35
涌谷町	0.38
美里町	0.42
女川町	1.01
南三陸町	0.31
全国平均	0.50